

○水俣市総合もやい直しセンターの設置等に関する規則

平成9年12月24日
規則第14号

改正 平成11年5月17日規則第6号 | 平成16年3月18日規則第5号
平成15年3月20日規則第7号 | 平成26年3月25日規則第1号

(設置)

第1条 水俣病を教訓として、地域住民の福祉の向上と融和の促進に資するため、水俣市総合もやい直しセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市総合もやい直しセンター

位置 水俣市牧ノ内16番地

(職員)

第3条 センターに館長、その他必要な職員を置く。

(使用の許可等)

第4条 センターの施設等を占有して使用しようとする者は、公益財団法人水俣市振興公社理事長（以下「理事長」という。）の許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 センターの使用料は、別表に定める額とし、使用の許可を受けたときに、当該使用料を納入しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用の制限)

第6条 理事長は、センターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれのあるとき。

(2) センターの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の取消等)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 許可の目的又は条件に違反したとき。

(2) この規則及びこの規則に基づく細則若しくは理事長の指示した事項に違反したとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使

用者に損害が生じた場合、公益財団法人水俣市振興公社はその賠償の責を負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、使用者の責に帰さない理由によるとき及び理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 理事長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(現状回復)

第11条 使用許可の取消し、使用の中止又は使用終了の場合は、使用者は使用物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第13条 センターの適正かつ円滑な運営を確保するとともに、もやい直し事業の推進を図るため、水俣市総合もやい直しセンター運営委員会を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(委託)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年5月17日規則第6号）

この規則は、平成11年5月18日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月18日規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分		使用区分	使用料	摘 要
施 設	もやいホール	1時間当たり	700円	1日当たりの使用料が適用できるのは、文化的な作品等の展示に限り、かつ2日以上連続して使用する場合とする。ただし、営業行為は除く。
		1日当たり	5,600円	
	ギャラリーA	1時間当たり	200円	
		1日当たり	1,600円	
	ギャラリーB	1時間当たり	200円	
		1日当たり	1,600円	
	調理室	1時間当たり	400円	
	和室A	1時間当たり	200円	
	和室B	1時間当たり	200円	
	会議室	1時間当たり	250円	
	音楽室	1時間当たり	200円	
	工作室	1時間当たり	400円	
	おもちゃ図書館	1時間当たり	200円	
	トレーニングルーム	1時間当たり	300円	
設 備	放送器材一式	1回当たり	500円	アンプ、ミキサー、スポットライト、デッキ、マイク
	資料展示装置一式	1回当たり	500円	パネル照明一式
	視聴覚器材	1台1回当たり	500円	ビデオプロジェクター、16ミリ映写機、スライド映写機、OHP、CDデッキ
	ピアノ等楽器類	1回当たり	500円	グランドピアノ、エレクトーン
	電気炉	1回当たり	2,000円	
	持ち込み器材	1台1回当たり	100円	アンプ、CDデッキ、レジスター等の電気製品
	※家電製品の展示会等で製品持ち込みの場合 使用電力量（各製品のワット数を加算）×使用時間 ×100円 1kw/h未満は1hw/hとする			
冷 暖 房 料	もやいホール	1時間当たり	1,300円	
	ギャラリーA・B	1時間当たり	500円	
	その他	1時間当たり	300円	

備考

- 1 入場料を徴する催し及び営業行為と認められるものについては、使用料金に10割を加算する。
- 2 1時間未満の使用は、1時間とする。
- 3 1日とは、1日の使用時間が8時間を超える場合をいう。
- 4 料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。